

火山防災協議会への火山防災対応手順作成の要請について

前回（第4回）の火山情報の提供に関する検討会において、「火山防災対応手順」のイメージについて事務局案を示した。

事務局案では、最終的な形がイメージできるように、気象庁分だけでなく、火山防災協議会の構成メンバーが実施すると思われるさまざまな防災対応例を記載した資料を提示したところ、

- ・気象庁以外の分については、各機関自らが検討、あるいは関係機関が協議して内容を記載すべき。
- ・火山防災協議会で作成するのであれば、気象庁から提案するのではなく、内閣府と連携して、提案すべきではないか。

との意見をいただいた。

上記意見を踏まえて、火山防災対応手順について本年3月とりまとめ予定の最終報告書に記載した上で、内閣府を初めとする関係省庁の連名で、各火山防災協議会に対して火山防災対応手順作成の要請を行うこととしたい。